

問 I - 2 - ①（定款変更手続）

特例社団法人は、移行認定や移行認可を申請する際に定款の変更の案を添付しなければならないようですが、そうすると申請までに社員総会を開催する必要があるのでしょうか。

答

- 1 特例民法法人が、移行認定や移行認可の申請をするに当たっては、事前に、整備法第 103 条第 2 項第 2 号又は第 120 条第 2 項第 2 号に規定する「定款の変更の案」を、法人として有効に作成しておく必要があります。ここでいう「定款の変更の案」とは、現行の定款について、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「一般社団法人」又は「一般財団法人」という文字を用いる名称の変更、その他必要に応じて一般社団・財団法人法に適合するための機関等の変更、移行認定の認定基準に適合するための所要の変更をしようとする案であって、その変更は、整備法第 106 条第 1 項（第 121 条第 1 項において準用する場合を含みま
- 2 この「定款の変更の案」は、通常の変更と同様、特例社団法人にあっては社員総会の決議（民法第 38 条第 1 項）を経て、認定申請法人又は認可申請法人として有効に意思決定されている必要があります。なお、「定款の変更の案」のための意思決定については、旧主務官庁の認可は不要です（整備法第 88 条、第 102 条（第 118 条において準用する場合を含む。))。

（参照条文）

整備法第 88 条 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による。

整備法第 102 条 第 44 条の認定を受けようとする特例民法法人が第 106 条第 1 項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第 103 条 （略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 （略）
 - 二 定款の変更の案（認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）

整備法第 106 条 特例民法法人が第 44 条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に、その従たる事務所の所在地においては 3 週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第 303 条の規定は、適用しない。

整備法第 118 条 第 102 条の規定は、第 45 条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第 102 条中「第 106 条第 1 項」とあるのは「第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第 100 条各号」とあるのは「第 117 条各号」と読み替えるものとする。

整備法第 120 条 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 定款の変更の案（認可申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）

整備法第 121 条 第 106 条の規定は、第 45 条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第 106 条第 1 項中「公益法人（公益法人認定法第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

民法第 38 条 定款は、総社員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。